



新型コロナウイルス

5類感染症移行後における対応について

日光市新型コロナウイルス対策センター ☎0288-21-5154

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行されたので、これまでの制度との変更点についてお知らせします。

新型コロナウイルスの5類感染症移行後の主な変更点

	移行前	移行後（5月8日～）
行動制限	陽性者： 療養期間原則7日間	行動制限がなくなります。（発症後5日間は感染リスクが高いことから外出を控えることが推奨されます。）
	濃厚接触者： 待機期間原則5日間	濃厚接触者の特定および行動制限がなくなります。
外来・入院医療体制	発熱外来や指定医療機関による対応	一般医療機関で広く対応できるよう段階的に移行されます。 ➡ 県で設備整備等への支援拡充に向けた準備を進め、新たな医療機関による受入れを促進します。
診療・検査・入院医療費	原則として全額公費負担	一部を除き自己負担となります。 ➡ 当面の間、高額な治療薬の公費支援を継続し、入院医療費は高額療養費の自己負担限度額から最大2万円が減額されます。
発生届	全数把握 ・毎日の感染者数公表	定点把握 ・県HPにおいて定点医療機関からの報告数を週1回公表
特措法に基づく協力要請	警戒度レベルに応じた県民、事業者、イベント開催に関する協力要請	特措法に基づく協力要請は終了します。 ➡ イベントごとに「チェックリスト」または「感染防止安全計画」を作成すること等、開催に必要な要件がなくなりますが、自主的な感染対策をお願いします。
自宅療養者への支援	生活相談窓口を設置	継続 ☎0288-21-5154（平日8:30～17:15）
	パルスオキシメーターの貸出（酸素飽和度測定機器）	
	生活日用品等支援	終了（行動制限がかからなくなるため）
県の各種相談窓口	受診・ワクチン相談センター	各種相談窓口を一本化 栃木県新型コロナ総合相談コールセンター（24時間対応） ☎0570-550-096 ①発熱等の症状に関する健康相談（受診先の案内など） ②コロナのワクチン接種に関する相談（副反応など） ③コロナの後遺症に関する相談（受診先の案内など）
	生活相談センター	
	健康フォローアップセンター	
	夜間コールセンター	
	コロナ後遺症相談センター	

感染防止の5つの基本

これからの身近な感染対策を考えるにあたってはこの5つが基本となります。

1. 体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅療養あるいは受診

- 発熱、下痢、嘔吐、発疹などの症状が出てきた場合には、無理せず自宅で療養し、必要に応じて医療機関を受診する。ただし、検査のみを目的とした救急外来の利用は控える。
- 職場や学校などは、体調不良による休暇等を取得しやすい環境を整える。
- 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。



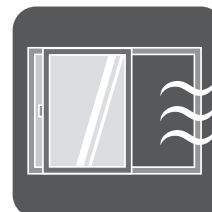
2. その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施

- マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断が基本。
- マスク着脱の判断においては、地域の感染状況、その場の感染リスク、目の前にいる人の重症化リスク等を考慮する。
- マスク着用を呼びかけられている場面では、できるだけ着用に応じる。なお、マスクなしでの対面接触を避けることについて、互いに理解・尊重することが必要。
- 外出時はマスクを携帯し、必要に応じていつでもマスクの着用ができるようにしておく。



3. 密閉・密集・密接（三密）の回避

- 特に不特定多数の人がいるところでは、換気、人との間隔を空ける、すいている時間帯や移動方法の選択、すいた場所の利用などによって、感染リスクを下げる。



4. 手洗いは日常の生活習慣に

- 食事前、トイレの後、家に帰った時などには、まず手を洗う。
- 30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗い、石鹸がなくても同様の時間をかけて丁寧に洗う。
- 手が洗えないときは、適切な手指消毒薬の使用。



5. 適度な運動、食事などの生活習慣で健やかな暮らしを

- 一人一人の健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣を理解し、実行することが大切。
- 特に基礎疾患のある方は、かかりつけ医などのアドバイスを参考にして、体調管理に気を付ける。

